

## 県が設置するワクチン接種会場において エッセンシャルワーカーの対象を拡大します

クラスター発生抑止及び社会機能維持のため、県が設置するワクチン接種会場において、社会福祉施設従事者・交通インフラ従事者を対象に接種を行います。

### 1 対象者

保育所、幼稚園などの社会福祉施設従事者及びバス・タクシーなどの交通インフラ関係などのエッセンシャルワーカー

(保育所、幼稚園、専修・各種学校、放課後児童クラブ、児童養護施設、

児童相談所、障がい者施設・事業所、救護施設、バス・タクシー・トラック事業者)

※2回目接種日から6か月以上経過している必要があります。

(これまでの対象者：医療従事者、高齢者施設等従事者、小・中・高・特別支援学校の教職員)

### 2 「接種券なし接種」

上記1の方を「接種券なし接種」の対象に追加します。

※接種券が送付され次第、接種券を施設、事業所単位で回収していただく必要があります。

その他の要件及び予約方法の詳細は県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/vaccine/kensessyu.html>

### 3 対象会場及び日程

現在予定されている令和4年2月・3月のすべての会場・日程

(今後追加となる会場も対象となります。)

### 4 申込方法(施設・事業所単位での申込みです。個人での申し込みはできません)

・予約サイト・電話により予約の上、別添「接種券なし接種者リスト」を作成し、接種前々日の正午まで(接種前々日が閉庁日の場合は、その前の開庁日)に県庁担当課あて送付

※県庁担当課から全施設、事業所あて通知しますので、そちらをご覧の上申し込みください。

※予約をされても「接種券なし接種者リスト」が届いていない場合は、接種券なしでは接種できません。

### 5 留意事項

(1) 接種日確認のため、接種当日は1、2回目の接種済証等をお持ちください。

(2) 担当の方は、接種券(接種券一体型予診票)が届き次第、施設、事業所等ごとに速やかに担当部局あてへ送付ください。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

健康福祉部 感染症対策課 ワクチン接種体制整備室

(室長) 山邊 英夫

(担当) 石井 信幸、佐藤 稔、上條 裕右

電話 026-235-7234 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 4173

F A X 026-235-7334

E-mail corona-vaccine@pref.nagano.lg.jp